

No.	質問者	項目	分類	質問内容	回答
1	大畑	環境 保全	質問・ 確認	サシバの行動圏(飛翔圏他)、高度利用域等をご教示ください。その上で工事による影響予測をご教示ください。現在繁殖している2つがいは、工事後も繁殖を継続するという予測でしょうか。	○飛翔圏等の調査結果 ・1/14に当審議会の委員に対しご提示いたしました。  ○サシバの保全措置 ・既往の調査結果、専門家の技術的助言も踏まえ、置き場Aの計画を見直し(縮小し)、営巣木から○m <sup>※1</sup> 以内を改変しないような計画といたしました(別紙 <sup>※2</sup> )。また、同専門家から工事着手時期はサシバの繁殖の際に影響を受けやすい営巣期(4月～6月)を外した計画とすることやコンディショニング <sup>※3</sup> を適切に実施しながら慎重に工事を実施すること、工事着手後においてもサシバの調査を継続して実施することの助言を受けており、それらの保全措置を実施することにより、サシバへの影響を低減できると考えています。
2	大畑	環境 保全	質問・ 確認	サシバは、予定地周辺のどの高木にも営巣する可能性があります。過去巣をかけた樹木1本を外したところで保全策にはなりません。保全策に関して詳しく教示ください。	※1 重要種保護の観点から、委員にのみ数値を提示します。 ※2 重要種保護の観点から、委員にのみ図面を提示します。 ※3 コンディショニングとは、段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に伴う騒音等に慣れさせること等により、猛禽類等への影響を低減させる保全措置をいいます。
3	大畑	環境 保全	質問・ 確認	8月4日にJR東海の赤上様と懇談した際に、なぜミゾゴイが保全対象種になっていないか、明確な回答がありませんでした。再度確認させていただきますが、なぜ保全対象種とならなかったかご回答をお願いします。	・ミゾゴイにつきましては、既往の調査で改変範囲内に営巣は確認されておらず、生育環境の一部が消失、縮小、分断されますが、周辺に同質の生息環境が広く分布すると考えており、保全対象種としては位置づけておりません。 ・保全対象種の選定に関する専門家の助言は、今後影響検討書を取りまとめる段階で受けることを考えています。
4	大畑	環境 保全	質問・ 確認	同じく懇談の際に、今後保全対象種にするかどうか、鳥類のアドバイザーに意見を聞き、対象種とすべきとのことであればそのようにすると言われましたが、アドバイザーはどのように言っているでしょうか。	

No.	質問者	項目	分類	質問内容	回答
5	富田	環境保全	質問・確認	御嵩町希少野生生物保護条例(条例第17号)には、事業者の責務として次の記述があります。「事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少野生生物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため、希少野生生物の生息又は生育の環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する希少野生生物の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない」(第4条)。また、ハナノキやシデコブシは同条例に基づき指定される希少野生生物種ですが、「町指定希少野生生物の生きている固体は捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならない」(第11条)とあります。本件事業は、少なくともこの条例の理念にそぐわないと考えますが、企業の社会的責任、あるいはコンプライアンスの観点からどのように考えますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御嵩町希少野生生物保護条例第4条で定める事業者の責務につきましては、承知しております。</li> <li>・当社といたしましては、平成26年8月に手続きが完了した環境影響評価書において、発生土置き場を新たに計画する場合には、環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施することとしています。</li> <li>・置き場につきましては、平成26年に県通じ町から候補地の提示を受け、平成27年より動物・植物の調査を実施しました。調査の結果、ハナノキ等の重要種が群生しているエリアについて盛土の検討範囲から除外するとともに、改変範囲をできる限り小さくするよう計画しました。</li> <li>・そのうえで、植物ではハナノキ、シデコブシ、カキノハグサ、ヒメコヌカグサ、動物ではサシバ、ギフチョウを保全対象種として位置づけ、環境保全措置を実施する計画です。なお保全対象種につきましては、今後、専門家のご意見及び岐阜県環境審査会、知事意見を踏まえ、決定してまいります。</li> <li>・美佐野ハナノキ湿地群に保全につきましては、置き場Aと置き場Bの間にあるハナノキの群生地を主な対象エリアとして、重要種保全に有効な継続的な間伐等に協力してまいりたいと考えております。(第6回フォーラム当社説明資料)</li> </ul>
6	富田	環境保全	質問・確認	仮に本件事業を実施する場合、その生態系・生物多様性の損失を補う観点から、近隣の類似した湧水湿地生態系の保全・再生作業に対し、積極的かつ長期的に関与していただける可能性はありますか。(なお、生態系には場所固有性があるので、質問者は、仮に同面積の種組成が類似した湧水湿地生態系の保全・回復がなされても代替性はないと考える立場をとりますが、それでも移植とは違って意味のある補償となると考えます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同条例第11条の捕獲等の禁止につきましては、保全措置を適切に実施することから委員ご指摘の条例違反には当たらないと考えていますが、今後、御嵩町との協議において、同条例に基づく手続き等について確認し対応します。</li> </ul>
7	富田	環境保全	質問・確認	仮に本件事業が実施されない場合、買収を完了した土地はどのようにされるお考えですか。例えば、尾瀬国立公園にある尾瀬ヶ原は、ダム開発凍結後も土地を入手した電力子会社の子会社が管理し、保全の一翼を担っています。この事例のように、土地所有者として積極的に自然環境・生態系を保全し、社会貢献を行う場として活用いただける可能性はありますか。	本件事業が実施されない場合については、検討しておりません。
8	瀬瀬	環境保全	質問・確認	建設発生土置き場の場所決定については、持ち出すところがないから御嵩町に置きたいと言っているのではなく、環境負荷の低減により決定したと説明されました。決定に至った自然環境と生活環境について、数値での評価・比較検討結果を開示する約束を頂きましたが、現状はダンプトラック台数とCO2のみとなっておりますので、速やかに開示してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回フォーラムにおいて、当社から「要対策土を候補地Bにおいて二重遮水シートによる封じ込めを行う場合との比較については、数値等を用いて、分かりやすい資料にてお示しすることとさせていただきます。」とご回答し、第5回フォーラムにおいて、「要対策土の恒久置き場を坑口付近に設ける場合と要対策土を町外へ持ち出す場合との比較」として、町民の皆さまの生活への影響が想定される、ダンプトラックの通行による影響と水環境への影響について数値を用いてお示ししています。</li> <li>・自然環境につきましては、改変範囲内で生息や生育が確認された種については、保全措置を実施する計画です。(第2回フォーラム当社説明資料及び町からJR東海に求めている協議事項(令和5年11月))</li> <li>・美佐野ハナノキ湿地群に保全につきましては、置き場Aと置き場Bの間にあるハナノキの群生地を主な対象エリアとして、重要種保全に有効な継続的な間伐等に協力してまいりたいと考えています。(第6回フォーラム当社説明資料)</li> </ul>

No.	質問者	項目	分類	質問内容	回答
9	鈴木	環境保全	質問・確認	玉木先生からカキノハグサの調査の指摘があり調査した。改変範囲内に存在確認 ハナノキ以下10種が対象。その中で、重要種はハナノキ、シデコブシ、カキノハグサ、ヒメコヌカグサの4種を確認した。この4種について、移植・播種で保全措置をする案。ハナノキだけであった内容から、3種増やした。ということか？P2にある、コミヤマミレ、シソクサ、ツチアケビは改変内で発見できなかったということか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラムでの有識者のご意見を踏まえ、置き場の改変範囲内で確認された重要種については保全措置を行います。既往の調査で改変範囲内で確認されたハナノキ、シデコブシ、ヒメコヌカグサに加え、令和4年10月～11月と令和5年5月に実施した再調査の結果、改変範囲内に存在を確認したカキノハグサを保全対象種として位置づけ、環境保全措置を実施する計画です。(町からJR東海に求めている協議事項(令和5年11月))</li> <li>・令和4年10月～11月と令和5年5月に実施した再調査の結果、コミヤマミレ、シソクサ、ツチアケビは改変範囲内に確認されませんでした。</li> </ul>
10	鈴木	環境保全	質問・確認	候補地AとBの間についての考察のみです。暗渠の湿地への影響ここだけが谷筋というわけではありません。アクセス道路の谷部は橋ですか？盛土に排水管を埋めたような形状ですか？ここでせき止められる可能性の検討は行っていますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補地AとBのアクセス道路について、候補地AとBの間に位置する谷部の上を栈橋構造で渡す計画としており、堰き止めることはございません。なお、栈橋の橋脚の位置につきましては、ハナノキの位置を現地にて確認のうえ、ハナノキに当たらないよう計画しています。</li> </ul>
11	鈴木	環境保全	質問・確認	第6回フォーラム時点の見解について、環境負荷の比較根拠前段、大きな仮置き場とあるが、候補地AとBの合計23haに代えて仮置き場を計画する訳ですから、今の置き場以上に木を伐採することにはならない。それとも23ha以上の仮置き場が必要なのでしょうか？11万台とあり、悪影響と書いてます。例えば、工期3年 年200日とします。110,000÷(3年×200日)=183台/日です。国道21号線までは工事ヤードから直ぐであり、1日1万台の交通量があります。183台はわずか1.8%であり、かつ3年間の期限であれば大きな環境負荷ではありません。むしろ、23haの伐採、盛土造成のための土壌の運搬、重機の稼働等々考えれば、環境負荷は相当に大きいものと思われませんが如何でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご質問は、令和5年11月に町HPに公表された「第6回フォーラム 会場からの質問へ対する回答」の番号3に関するものと思います。</li> <li>・フォーラム参加者から「環境負荷を考えて坑口付近で置き場を計画することだが持ち出した場合より、今の計画の方が環境負荷が小さいという数値的根拠は一度も示されていない。」というご質問に対し、当社から「仮に要対策土を町外の処理工場に持ち出す場合の影響について、ヤード付近に一時的に保管するための容量が大きな仮置き場が必要となる。また、その大きな仮置き場を新たに整備する場合には、その場所の確保も必要となり、今の置き場以上に木を伐採するなど改変することにより環境負荷がかかるため、実現としては困難。」と回答しました。</li> <li>・回答について補足させていただくと、現計画において、候補地Aのうち主に切土により造成する平場②(約2.8ha)に、約3万m3の要対策土の一時保管施設を設けることとしています。仮に要対策土を町外に持ち出す場合、現計画と比べ運搬できる発生土量が少ない、運搬先までの距離が増えるといった条件が重なることを踏まえると、現計画以上の一時保管施設が必要と想定されます。現計画の平場の形状は、地形等を考慮して合理的な形状となるように設計していますが、平場を現計画以上に広げようとした場合、伐採を含む切土や盛土を行う改変範囲を現計画以上に広げる必要が生じることから、現実的には困難と考えており、上記のとおり回答しました。</li> <li>・仮に要対策土を町外に搬出となった場合の仮置き場の容量や期間につきましては、運搬先までの距離や受入可能量、確保できるダンプ台数といった条件によるので、現時点では仮定に仮定を重ねた数値になり、審議会にご提示できる試算を行うことはできません。</li> </ul>

No.	質問者	項目	分類	質問内容	回答
12	籠橋	環境保全	質問・確認	<p>御嵩町では独自にレッドデータブックを策定し、町及び事業者並びに町民が積極的に希少野生生物を保護し、将来の町民が貴重な財産を享受できることを目的として御嵩町希少野生生物保護条例を制定しています。</p> <p>この条例に基づき、町長が特にその保護を図ることが必要と認めた種として「町指定希少野生生物」9種が指定されています(平成19年5月10日)</p> <p>美佐野工区では、植物では「キンラン」「カザグルマ」鳥類では「ヨタカ」が該当します。特に処分場候補地ABに生育する「カザグルマ」候補地Aに営巣の可能性が高い「ヨタカ」が、これまで保全の対象となっていないのはなぜでしょうか？</p> <p>尚、町指定種については、採取、損傷は原則禁止。学術研究目的については要町長許可。違反者については罰則規定があることについて見解をお聞かせ下さい。</p>	<p>○キンラン、カザグルマ、ヨタカについて</p> <p>・1/14に当社の調査結果をご提示しました。キンランとカザグルマにつきましては、調査範囲内に存在を確認していますが、改変範囲内に確認していないことから、保全対象種として位置づけていません。</p> <p>・ヨタカにつきましては、改変範囲内に存在を確認していますが、周辺に同質の生息環境が広く分布すると考えており、保全対象種として位置付けていません。なお保全対象種につきましては、今後の専門家のご意見及び岐阜県環境審査会、知事意見を踏まえ、決定してまいります。</p> <p>○御嵩町希少野生生物保護条例の許可について</p> <p>・調査を行う際、町に調査内容を報告し、種の同定のため捕獲等が必要な場合は、御嵩町希少野生生物保護条例に基づく申請を行い、許可を得ています。</p>
13	籠橋	環境保全	質問・確認	<p>2021年春、サンバ西ペアは繁殖行動が見られましたが、途中で営巣を放棄しました。前年の巣に行ってみると補修跡があり、この巣を使用するつもりでいたようです。</p> <p>しかし、営巣木の真下に測量用と思われる杭が打たれ、周囲の低木が伐採されていました。営巣放棄は繁殖期の不用意な樹木伐採と杭の打ち込みに原因があったと思います。</p> <p>サンバ西ペアについては、2008年から毎年観察を行い、2015年2月にはJRへの情報提供をしています。この情報提供により、引き続きコンサルタントによる継続調査が行われているはずですが、何のための情報提供であったのか？あまりにも無配慮で、追い出すための行為と受け取られても仕方ないと思いますが、この現状をどう把握されているのかお尋ねいたします。</p>	<p>・委員ご質問の「サンバ西ペア」は、1/14に提示した調査結果における「美佐野ペア」をさしているものと推察いたします。美佐野ペアにつきましては、平成27年(2015年)より継続して毎年調査を実施しています。</p> <p>・既往の調査で把握している営巣木の位置は別紙※1のとおりです。営巣木周辺では、土地の境界を明確にするための測量作業と置き場Aにおける地質を把握するためのボーリング調査を実施しました。</p> <p>・測量作業やボーリング調査の実施にあたり、サンバへの配慮事項を当社専門家に相談したところ、繁殖が確認された場合、渡去するまでの間、営巣木から〇m※2範囲内での作業を控えるよう助言がありました。令和3年(2021年)のサンバの調査は2月下旬より毎月行い、飛翔や営巣、繁殖などの行動を把握しました。美佐野ペアにつきましては、5月下旬の調査においても繁殖の有無が確認できなかったため、営巣木から〇m範囲内での作業を中断し、引き続き繁殖の有無を調査しました。7月上旬の調査においても繁殖が確認できなかったため、当社専門家に相談したところ、繁殖していたとしても時期的に巣立っているため作業を実施して構わないとの見解でした。</p> <p>・測量作業につきましては、同年7月中旬に開始しました。委員から「営巣木の真下に測量用と思われる杭が打たれ、周囲の低木が伐採されていました」というご指摘を頂きましたが、営巣木の真下に測量用と思われる杭を設置した事実は確認できませんでした。委員ご指摘の内容と相違があるので、委員が把握されている営巣木の位置等詳細を教えていただきたく存じます。</p> <p>・ボーリング調査につきましては、同年4月上旬に開始しました。調査に先立ち、資機材運搬用モノレールや斜面上での作業となるため調査機材を置くための架台を設置し、モノレールや架台の周辺の枝払いや下草の除去を行いました。ボーリングの位置及び資機材運搬用モノレールのルートは別紙のとおりです。その後、5月下旬～7月下旬において営巣木から200m範囲内での作業中断を経て、7月末に完了しました。</p> <p>※1 重要種保護の観点から、委員にのみ図面を提示します。 ※2 重要種保護の観点から、委員にのみ数値を提示します。</p>

No.	質問者	項目	分類	質問内容	回答
14	籠橋	環境保全	質問・確認	重要湿地の隠蔽と認識の違いが、現在までの大きな問題点の一つかと思いますが、御嵩町も県も美佐野工区の生態系を正しく把握出来ていない点に起因していると思います。これは、情報源がJRのアセスのみであり、これに不備があるからではないでしょうか？ 2015年時～16年時には、地元への情報提供を求め、共に保全を行うという姿勢を示されていました。当時は会議の度に「報告会を行う」と発言され、会議録にも記録されています。しかし、2023年12月現在に至るまで、「報告会」は行われていません。その理由は何か？お聞かせ下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境調査の結果については、適宜、町に報告しておりますが、御嵩町環境審査会の報告会という形式で実施していません。</li> <li>今般、1/14に当審議会の委員に対し、調査結果をご提示いたしましたので、それをもとに審議をお願いしたく存じます。</li> </ul> <p><b>【町】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内希少種情報の更新に向けて検討していきます。</li> </ul>
15	籠橋	環境保全	質問・確認	2010年来～の岐阜県環境評価審議会の議事録を読みました。すでに東濃地方の特異な湿地群についての記述がありますし、湿地の9割以上が土岐砂礫層の地質地帯にあるのでしっかり留意するように書かれています。  東海丘陵要素植物という特異な植物群があること。大変小さな規模の湿地も多いので、見過ごさないようにという意見も掲載されています。 美佐野の地質は、まさにこの土岐砂礫層です。だれが見ても間違えることがないほどの特徴ある地質地帯なのに、審議会委員の発言を見落とされていると思います。 岐阜県の他の地域でも同様の湿地帯を埋立予定地としておられる所があるのでしょうか？お尋ねいたします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>美佐野以外で当社が計画している置き場につきましても、環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施することとしており、予測結果と専門家のご意見を踏まえ、重要な種を保全対象種として位置づけ、環境保全措置を実施する計画です。</li> </ul>
16	籠橋	環境保全	質問・確認	2015年2月17日、御嵩町生物環境アドバイザー会議が行われました。 すでにこの時点で、「美佐野湿地群が環境省の重要湿地候補地かどうかを環境省の中部環境事務所に確認し、東濃丘陵湿地群として指定されることを認識しており、今後御嵩町にも連絡がある」との発言をしておられます。 美佐野工区の処分場予定地の生物調査を行う以前です。 「ハナノキ、シデコブシ、ミカワバイケイソウといった東海丘陵要素植物の群生地があり、埋立て不可」というアドバイザーの意見に対し、4月から1年間調査を行い、埋立ての適地か不適地かを判断すると何度もおっしゃっています。 もしも、トンネルから近いというだけで美佐野工区に固執されているとしたら、適地か不適地かの判断を誤られたと思います。適地と判断された理由についてお教え下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>置き場Aと置き場Bにつきましては、平成26年に県通じ町から候補地の提示を受け、平成27年より動物、植物の調査を実施しました。調査の結果、ハナノキ等の重要種が群生しているエリアについて盛土の検討範囲から除外するとともに、改変範囲をできる限り小さくするよう計画しました。置き場Aと置き場Bは、坑口近傍に位置しており、美佐野工区からの発生土全量を搬入することで工事用車両の通行による周辺道路への影響を低減したいと考えています。</li> <li>動植物に関する環境保全措置としては、植物ではハナノキ、シデコブシ、カキノハグサ、ヒメコヌカグサ、動物ではサシバ、ギフチョウを保全対象種として位置づけ、実施する計画です。なお保全対象種につきましては、今後の専門家のご意見及び岐阜県環境審査会、知事意見を踏まえ、決定してまいります。</li> <li>美佐野ハナノキ湿地群に保全につきましては、第6回フォーラムでご説明してきた通り、置き場Aと置き場Bの間にあるハナノキの群生地を主な対象エリアとして、重要種保全に有効な継続的な間伐等に協力してまいりたいと考えています。</li> </ul>